

船橋市登園許可証明書

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子ども達が一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可証明書の提出をお願いいたします。

園名	保育園	園児氏名
疾患に ○	疾 患 名	登園停止期間の基準 * 以下の基準に基づき、主治医が判断する
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	流行性角結膜炎（はやり目）	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において、感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症 （O 157など）	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	伝染性膿痂疹（とびひ）	皮疹（ひしん）が乾燥していること。医師の指示に従う

上記の疾患で 令和 年 月 日 から療養中のところ、現在症状が軽快し他児への感染のおそれはないと判断したので、令和 年 月 日より登園をしてよいことを証明します。

* 保育園生活での注意事項

()

証明日：令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名 印